

議 会 運 営 委 員 会 記 録				
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 6 日 (月)			
招 集 場 所	日 高 市 役 所 第 2 委 員 会 室			
開 閉 の 日 時	開 会 1 2 月 6 日 午 後 1 時 5 5 分			
	閉 会 1 2 月 6 日 午 後 2 時 3 分			
出 席 委 員	委 員 長	加 藤 大 輔	副 委 員 長	山 田 一 繁
	委 員	金 子 博	委 員	三 木 伸 也
	委 員	大 澤 博 行	委 員	森 崎 成 喜
	議 長	鈴 木 健 夫	副 議 長	和 田 貴 弘
欠 席 委 員	な し			
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	な し			
書 記	事 務 局 長	林 政 男	次 長	鈴 木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 事	小 山 和 也
事 件	・ タ ブ レ ッ ト 導 入 に 関 し て 波 及 す る 事 項 に つ い て			
調 査 の 経 過				
(別 紙 の と お り)				

調 査 の 経 過

＜開 会＞ 午後１時５５分

◦加藤委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。本日の日程については、タブレット導入に関して波及する事項の調査であります。

＜一般質問に係る資料の表示、投影等についての一部変更について＞

◦加藤委員長 昨日の議会運営委員会において、一般質問に係る資料の表示、投影等についての一部変更についての変更案を提示いたしました。変更内容は、公表された著作物を引用する場合は出所を明示すること。使用できない資料を詳細な表現にしたこと。一度提出した資料は差し替えられない、また不許可となった場合もそれに代わる資料を提出することはできないことです。

こちらの変更案についてご意見ございますか。

(なし)

それでは、このとおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、このとおり決定いたします。

また私の方から一点、このことに関連して、既に一般質問において資料の表示等行ってきましたが、「ご覧ください」、「こちらは」等資料を見ることを促す言葉や、資料を説明する言葉などが見受けられました。あくまで資料は一般質問の内容を補完するものですので、資料を見なくても議会中継を見たり、議事録を読んだ際に、内容が分かるような表現としていただくことについて改めて周知したいと思います。映像は本会議場のモニターにのみ写っておりますので、会議録であるとか、また、ロビー等でモニターを見ている方のところには、資料はございませんので「確認お願いします」、「資料をお願いします」などの投影を促す言葉は、会議録には掲載しないことにしましたけれども、それ以外での発言は基本的にそのまま議事録に掲載することになりますので、発言は各議員で責任を持っていただくことを改めて次回の全員協議会で確認をしたいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、その通り予定をいたします。

＜文書共有システム等及びタブレット端末使用基準の一部変更について＞

◦加藤委員長 先日の総務福祉常任委員会において、答弁者がインターネットサイトを検索、閲覧しながら答弁する状況が見受けられました。検索、閲覧の時間が非常に長く、円滑な委員会運営を妨げる要因となったこと、答弁者の認識について質疑した際、検索した内容を答弁されてしまうと質疑の主旨が変わってしまうことが危惧されたことから、それを制限する条文を加えました。

本来は、そのような使用を想定しておりませんでしたので、そのような禁止事項は規定していませんでしたが、根拠を明確にするため、条文を加えました。

こちらの改正案についてご意見ございますか。

(なし)

それでは、このとおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、このとおり決定いたします。

<先例集の一部変更について>

◦加藤委員長 前回の議会運営委員会において、「委員会における質疑方式の見直し検討」について協議を行い、委員会での予算・決算議案においては、事業ごとに質疑・答弁を行う。質疑の回数は事業ごとに3回まで。と決定しました。

その決定事項を先例集に追加したいと思います。

先例集13ページ 79 質疑方法

○質疑方法は一括質疑一括答弁方式とする。の次に

○委員会においても同様とする。ただし、公営企業会計を除く予算・決算議案の歳出においては、事業ごとに質疑・答弁を行う。

を加えることとします。

これは、上・下水道事業会計は事業という括りで予算が作られていないため、「公営企業会計を除く」とし、また歳入においても事業では分けられないため、歳出に限ることとするものです。

このように先例集に追加することよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、委員会として決定いたします。

先例集の改正については、全員協議会で報告し、議長から議員へ諮っていただきます。

<日高市議会におけるペーパレス化について>

◦加藤委員長 これまで日高市議会におけるペーパレス化に向け、議論を重ね、タブレット端末を導入し、いよいよ本格運用を迎えることとなりました。

これまでの決定事項及び今後のペーパレス化の推進に向けた基本となる事項について、まとめましたので、ご確認ください。

確認ですが、ペーパレス化を対象とする会議は打合せを含む全ての会議とし、その会議に使用する資料及び通知も含みます。詳しくは資料別紙ペーパレス化対象会議資料で掲載しております。ただし、議案書等のうち、当初予算書、決算書及び主要な施策の成果を説明する書類は、当分の間、補助資料として紙文書を併用するものとするとしてしました。また、紙文書を配布することはしませんが紙の使用を禁止するものではありませんので、「紙文書の使用を妨げない」という表現にしております。

なお、今後の対応として、議長から市長宛にこの内容を「日高市議会におけるペーパレス化について」として正式に通知することとしたいとおもいますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように対応します。

<議案書様式の検討について>

◦加藤委員長 執行部より新しい議案書の導入を検討している旨、情報提供があり、10月の中間全協の議会運営委員会にて、実際に検討している議案書の例示をいたしました。内容を改めて確認いたしますと、条例等の一部改正を「改め文方式」から「新旧対照表方式」とすること、それに伴い、用紙レイアウトを横向きとすること、より読みやすくするためUDフォントとすることです。

このことについて、ご意見を頂きたいと思います。頂いたご意見については、参考意見として議長から執行部に伝えていただくこととしたいと思います。

ご意見ございますか。

(なし)

検討している案のとおりで了承した旨執行部にお伝えします。

<その他>

◦加藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

(なし)

<閉 会> (午後2時3分)

以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔